

I P 電話サービス契約約款  
eo 光パートナーサービス契約者特約

(揭示約款)

2026 年 3 月 1 日現在

株式会社 オプテージ

(特約の適用)

第1条 当社は、当社が別表1に定める eo 光パートナーが提供する eo 光パートナーサービスの契約者に I P 電話サービスを提供するにあたり I P 電話サービス契約約款 eo 光パートナーサービス契約者特約（以下「特約」といいます。）を定めます。

2 eo 光パートナーサービス契約者には、本特約に定めるものを除き、当社が別途定める「I P 電話サービス契約約款」（以下「約款」といいます。）の規定が適用されます。本特約と約款との間に齟齬が生じた場合、本特約が約款に優先して適用されるものとします。

(特約の変更)

第2条 当社は、この特約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の特約によります。

(用語の定義)

第3条 この特約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 eo 光パートナー	当社より eo 光ネットの名称で提供している光ファイバーアクセスサービスの提供を受け、自社サービスと光ファイバーアクセスサービスを組み合わせて、サービスを提供する事業者
2 eo 光パートナーサービス	eo 光パートナーが、自社サービスと当社より提供を受けた光ファイバーアクセスサービスを組み合わせて提供するサービス
3 eo 光パートナーサービス契約	eo 光パートナーから eo 光パートナーサービスの提供を受けるための契約
4 eo 光パートナーサービス契約者	eo 光パートナーと eo 光パートナーサービス契約を締結している者（eo 光パートナーサービス契約を申し込み中の者を含みます。）

(当社が行う契約の解除)

第4条 当社は、I P 電話サービス契約者が、eo 光パートナーサービス契約を解除した場合、I P 電話サービス契約を解除するものとします。

(I P 電話サービスに係る金銭債権の譲渡など)

第5条 eo 光パートナーサービス契約者は、I P 電話サービスに係る料金その他の債務に係る金銭債権（割増金、遅延利息を含み、以下同じとします。）を、当社が eo 光パートナーに譲渡することを包括的に承認します。この場合において、eo 光パートナーの請求をもって債権譲渡が成立するものとし、当社から eo 光パートナーサービス契約者への通知は省略します。

2 前項に定める I P 電話サービスに係る料金その他の債務に係る金銭債権の支払い期限および支払い方法については、当社が定める規定にかかわらず、eo 光パートナーが定めるところによります。ただし、当社が定める支払い期限より早まることはないものとします。

(約款の適用除外)

第6条 本特約については、約款の下表の規定は適用しません。

①	第12条（利用の休止）
②	第16条（契約者回線の移転）
③	第18条（利用権の譲渡）

④	第20条（当社が行う契約の解除）第7項
⑤	第73条（附帯サービス）

（約款の読み替え）

第7条 本特約については、約款を下表のとおり読み替えて適用します。

	該当箇所	読み替え前	読み替え後
①	別記2（契約者の地位の承継）（1）	I P電話サービス取扱所	eo 光パートナー
②	別記3（契約者の氏名などの変更の届出）（1）	I P電話サービス取扱所	eo 光パートナー
③	料金表-通則-第1表（料金）-第1（基本料金）-1適用（3）複合利用割引の適用	光ファイバーアクセスサービス契約（データモードの区分がプラン1またはプラン5に係るものに限ります。）	eo 光パートナーサービス
④	料金表-通則-第1表（料金）-第3（回線終端装置など使用料）-1適用（1）回線終端装置に係る料金の適用	光ファイバーアクセスサービス	eo 光パートナーサービス
⑤	料金表-通則-第2表（工事に関する費用）-第1（工事費）-1適用（4）工事費の減額適用	光ファイバーアクセスサービス	eo 光パートナーサービス

別表1 eo光パートナー

事業者名称
ニフティ株式会社

附 則

(実施期日)

この特約は、2018年12月10日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2019年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2025年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2026年3月1日から実施します。